

## 平成21年度第1回佐倉市情報公開・個人情報保護審議会会議要録

開催日：平成21年4月17日(金)

時間：14:30～15:35

会場：佐倉市役所1号館3階会議室

出席者 委員 覺正委員、阿部委員、加藤委員、角田委員、成瀬委員、  
橋本委員、山森委員  
事務局 有澤総務課長、細口班長、半田主査補、勝田主任主事  
傍聴人 3人

審議会開催に先立ち、田中総務部長より委嘱状の交付を行うとともに挨拶がありました。

### 1 審議

#### (1) 会長・副会長の選出について

委員の互選により、覺正委員が会長、阿部委員が副会長に選出されました。以後、審議会の進行については、会長が議長となり行いました。

#### (2) 審議会の会議公開等について

事務局より「佐倉市情報公開条例」「佐倉市審議会等の会議の公開に関する要綱」に基づき、会議の公開・傍聴要領・会議録の作成方法について説明がありました。

#### ア 会議の一部を非公開とする場合の決定方法について

審議の結果、会議の一部非公開については、審議会開催前に議事内容を会長、副会長に報告し、会長、副会長に決定を一任することとなりました。

#### イ 傍聴要領について

審議の結果、原案のとおりとすることが決定されました。

#### ウ 会議録の作成方法及び確認方法について

審議の結果、要録とすること、また、確認については事務局において案を作成した後、会長、副会長に内容を確認していただき決定することとなりました。

## 2 報 告

事務局から、平成20年度の資料を基に、次のような説明を行いました。

### (1) 情報公開制度の実施状況について

#### ・平成20年度情報公開制度の実施状況について

開示請求の処理状況ですが、平成20年度に、延べ129人の方から220件の公文書について開示請求がありました。この220件のうち、決定区分等の内訳につきましては、全部開示が71件、部分開示が108件、不開示（これは、すべて公文書そのものが不存在ということで、）これが28件、取下げが9件、未決定が4件となっています。

実施機関別の開示請求に係る公文書の件数ですが、市長部局が189件と最も多く、次に教育委員会が18件、水道事業管理者が7件となっています。

市長部局189件の内訳ですが、土木部が65件と最も多く、次いで、都市部が58件で、主に、開発行為に関する文書の請求が多くありました。

不開示理由別内訳についてですが、平成20年度におきまして、部分開示及び不開示となった件数は、136件です。不開示理由は、個人情報によるものが82件と最も多く、住所、氏名、印影などが主な不開示部分となっています。次いで、法人等情報が46件、公文書そのものが不存在というものが28件となっています。なお、不開示理由の内訳件数は、一つの公文書に不開示理由が複数ある場合には、その部分は重複して計上していません。

開示請求者の状況ですが、延べ開示請求者数が129名、公文書件数は220件ですので、開示請求者1人当たりの平均の公文書件数は1.7件となっています。開示請求者の区分としては、佐倉市の区域内に住所を有する個人が72名と最も多くなっています。

情報公開審査委員に対する不服の申出等につきましては、5件あり、このうち4件は未処理、1件は取り下げとなっています。

市政情報の公表状況についてご報告いたします。

平成20年4月1日から平成21年3月31日までに、市政情報の公表に関する要綱第3条各号に該当するものとして、318件の市政に関する情報を公表しています。

主な内容ですが、第3号の「介護保険事業報告」、「指定管理者制度に係る情報等」、そして第10号の「人口に関する情報」、第11号の「市で開催している講座や教室に関する情報」、第12号の「市長交際費」、「議会に関する情報」、「定期監査及び行政監査に関する情報等」、がございします。

また、公表の具体的な方法ですが、市政資料室への資料の配架、市のホームページでの公表が主なものですが、その他に、広報紙での公表、印刷物の刊行やCATVでの放映などがございします。

審議会等の会議の公開に関する運用状況につきましては、平成20年度では、69の審議会等が111回の会議を開催しています。この審議会等の会議を公開した回数は107回、その中で、一部を非公開とした回数は12回、会議をすべて非公開とした回数は4回となっています。会議を非公開とした理由の多くは、会議の中で、個人情報を取り扱うことによるものです。

また、会議を公開した時の傍聴人の数は、合計で170人でした。

会議において個人情報を取り扱うこと等を理由として、その全部を原則非公開とする審議会は9つありました。これらの会議の回数は、391回あり、主な会議として、介護認定審査会が216回、児童虐待防止ネットワークが145回となっています。

つづいて市政資料室の利用状況についてです。

市政資料室は、市役所1号館の2階にございますが、平成20年4月1日より平成21年3月31日までの利用人数は、5,826人となっております。平成17年度6,684人、平成18年度6,174人、平成19年度6,048人で減少傾向にあります。

この市政資料室は、情報公開条例に基づく開示請求等の窓口にもなっています。

上記報告を受け、委員から次のような意見等がありました。

〔意見等〕

委員 部分開示決定で異議の申し立てにならない程度の窓口でのクレームはありましたか？

事務局 ありません。

委員 受付する前に不存在であるかどうかの見極めの精度をあげられませんか。

事務局 担当部署の職員も同席していますが、だいたいの文書を請求されることもあるので、持ち帰らないと確認できない場合があります。また不存在とわかっていながら「不存在であるという公文書」が欲しくて請求する請求者がいます。

委員 同一人による請求はどれくらいありますか？

事務局 1人いますが件数はわかりません。1週間から10日に1回のペースで請求する人がいます。

委員 目的は？

事務局 自宅近くの開発行為を調べています。

委員 最近どこの市町村でも依然として問題となっているようですが、佐倉市の場合は1人ということで他市から見れば少ないです。

委員 質問ではありませんが、20年度の市政資料室利用者が減っていることへの対策は？もっと市民が勉強する場があればいいので沢山の人に利用してもらいたいと思います。PR不足ではないでしょうか？

事務局 広報紙を通じてPRしていきたいです。

委員 以前は広報紙に出ていた気がします。最近見かけないのでもっとPRして行って欲しいです。

委員 会社や大学でもそうですが、HPの充実により来室しなくともPDFファイルで情報がとれるようになったので減少したのではないのでしょうか？

## (2) 個人情報保護制度の運用状況について

### ・平成20年度個人情報保護制度の運用状況について

平成20年7月7日現在、佐倉市個人情報保護条例第6条に基づいて届出がされている保有個人情報取扱事務の総数は、571件となっています。実施機関ごとの市長部局468件、水道事業管理者25件、議会3件、監査委員1件、選挙管理委員会11件、農業委員会10件、教育委員会53件となっています。

保有している個人情報の項目につきましては、住所・氏名等の戸籍的事項に該当するものが最も多く、571件全てで保有しております。

平成20年4月1日から平成21年3月31日までに、実施機関が行った保有個人情報取扱事務に係る目的外利用は1件でした。これは、佐倉市特定健康診査に係る受診勧奨文書の送付事務について、特定健康診査の対象外となる養護老人ホーム入所者を特定するため、該当する方の氏名、住所、生年月日を福祉部高齢者福祉課より、市民部健康保険課へ目的外利用したものです。

平成20年4月1日から平成21年3月31日までに、実施機関が行った保有個人情報取扱事務に係る外部提供は、148件でした。道路交通法第51条の5第2項による照会に基づき、公安委員会へ原動機付自転車の所有者の住所、氏名等を提供したものが最も多く、72件となっています。

自己の保有個人情報の開示請求の件数につきましては、平成20年4月1日から平成21年3月31日までに、延べ10人から開示請求があり、対象となる公文書の件数は13件でした。これに伴う開示決定については全部開示決定9件、部分開示決定2件、不開示決定2件となっています。部分開示決定の理由につきましては、いずれも開示請求者以外の個人に係る個人情報について不開示としたものです。不開示決定の理由につきましては、いずれも公文書の不存在となっています。

また、平成20年4月1日から平成21年3月31日までに、訂正及び利用停止請求はありませんでした。

佐倉市個人情報保護条例第25条に基づいて行う口頭による開示請求の実施状況は、平成20年度印旛郡市職員採用共同試験の結果について、第1次試験の不合格者の総合順位、一般教養試験の正解数及び専門試験の正解数を請求者に開示しています。請求件数は、一般行政職上級、土木上級を対象とした上級職試験に係るものが4件、保育士、保健師、栄養士を対象とした専門職試験に係るものが1件となっています。

平成20年4月1日から平成21年3月31日までに、実施機関の決定に不服がある場合に行われる個人情報保護委員に対する不服の申出等はありませんでした。

上記報告を受けた委員からの意見は特にありませんでした。

### 3 その他

事務局より、資料などを基に次のような説明を行いました。

- ・住民基本台帳の閲覧件数の審議会への報告について

平成20年度の閲覧請求者は49人、閲覧件数は5,071件でした。

前年度の平成19年度と比較しますと、閲覧請求者が5人増加、閲覧件数が3,491件の増加となっています。

閲覧件数の内訳ですが、住民基本台帳法第11条第1項「国・地方公共団体の機関による法令で定められた事務遂行のための閲覧によるもの」が4,026件と最も多くなっております。この中には、自衛隊千葉地方協力本部による自衛官の募集事務として1,691件、佐倉市八街市酒々井町消防組合による緊急通報登録動向調査として2,180件で、この2つの閲覧が大部分を占めております。

- ・情報公開条例に基づく開示請求の取下げの取扱いについて

県内42自治体に照会した結果。書面でのみ受付けているのが18自治体。口頭または書面で受付けているのが7自治体。口頭でのみ受付けているのが13自治体。口頭のみの受付というのは書類で受け付けないというよりも、今までの実績に基づくものと思われます。

佐倉市での取り扱いは、請求者の負担等を勘案して、当面の間、請求者から取下げの意思表示があった場合、保管している開示請求書の備考欄に確認日と取下げの申し出があった旨を記載し、開示請求の取下げとしたいと考えます。

他に意見等がないことを確認して、会長が会議を終了しました。